

【特別（省エネ）枠】 令和5年度第1期公募

原油・原材料価格高騰に対応した省エネ設備導入による
ビジネスモデルの再構築や新事業展開を応援します！！

中小企業新事業展開応援事業

補助対象者 次の①～③を満たす事業者

- ①兵庫県内に事業所を有する中小企業者
 - ②申請前直近6か月のうち任意の1か月の売上高が、前年又は前々年以前の同月と比べて10%以上減少
 - ③過去に本事業による助成を受けていないこと
- ※同時に募集するOF枠との重複申請は出来ません

補助対象事業

省エネ設備導入によるビジネスモデルの再構築や新たな事業展開
(業態やサービス提供方法等の変更や追加)に係る取組み

※省エネ設備導入費が全体経費の50%以上を占めること

○事業実施期間: 交付決定以降～令和5年9月30日(土)

補助金額 下表の補助対象経費の額に応じた補助金額

補助対象経費（税抜）	補助金額
50万円以上～70万円未満	35万円
70万円以上～100万円未満	50万円
100万円以上～150万円未満	75万円

補助件数 100件程度 ※審査のうえ5月下旬に採択事業者を決定します

申請期間 令和5年3月20日(月)～4月17日(月) 必着

申請窓口 お近くの商工会・商工会議所

申請様式等 申請に必要な様式、手続き方法等は兵庫県の
ホームページに掲載しています

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/reiwa5nenshimjigyou.html>

※詳細は公募要領をご確認ください

特別枠(省エネ枠)の活用イメージ

■事例1

米卸売業者が、丹波篠山特産黒豆を使用した“ご飯のお供”を商品化し、BtoBからBtoCへビジネスモデル転換による新規事業を展開するため、省エネ型業務用冷蔵庫を導入

■事例2

宿泊業者が、コロナ禍によるワーケーション需要の高まりを踏まえ、既存施設を改修してコロナ対策を施した安全安心なワーケーションスペースを整備するため、省エネ型エアコンを導入

■事例3

自動車整備業者が、冬場の業務閑散期を利用したスキー板のメンテナンスを新サービスとして取り組むため、既存施設を改修したメンテナンスルームへ省エネ型LED照明設備を導入

■よくある質問

問1 既存事業所の蛍光灯をLED照明に更新する場合は補助対象となるか？

答1 単なる老朽化した既存設備の更新は対象外となります。必ず、ビジネスモデルの再構築や新たな事業展開を実施していただく必要があります。

問2 通常枠と今回の原油価格高騰対策特別枠の重複申請は可能か？

答2 通常枠と特別枠の重複申請は不可。対象要件を両方満たす場合は、どちらかを選択して申請して下さい。

補助対象経費の例

省エネ設備
※50%以上

LED照明機器、高効率冷蔵冷凍庫、高効率空調・換気設備、エネルギー管理システム、太陽光発電設備、高断熱サッシ等の省エネルギー対策に資する設備

上記以外

建物改修費、設備導入費、システム導入費、広告宣伝費、販売促進費、クラウドサービス利用費、開発費、委託費、専門家謝金 など

お問い合わせは、県またはお近くの商工会・商工会議所まで！
兵庫県産業労働部地域経済課商業活性化班

TEL:078-341-7711(内線3564)

商工会・商工会議所 ※連絡先一覧を下記URLに掲載しています

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chushokigyosinseniseisaki.html>